

横浜市政記者・横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料 平成18年9月29日 こども青少年局 北部児童相談所長 松橋秀之 TEL 948-2441
--

## 児童福祉法改正に伴う「障害児施設受給者証」の誤送付について

### 1 概要

障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正(10月施行)により、障害児施設の利用については、契約制度が導入されました。

児童相談所が利用者からの申請に基づき、受給者証を送付した際、誤って他人の「障害児施設受給者証」を送付していたことが判明しました。

### 2 経過

9月25日(月)

障害児施設利用者268人分の「障害児施設受給者証」、「障害児施設給付費支給決定書」等を、封筒に封入する作業を行いました。

その際、Aさんの受給者証の記載内容に誤りがあることに気づいたため、再入力しましたが、誤って別人のBさんの受給者証を印刷し、Aさんあての封筒に封入してしまいました。

9月27日(水)

配達記録郵便物として郵便局に持ち込みました。

9月28日(木)

16時40分ころ、Aさんの保護者から、AさんではなくBさんの受給者証が送付されているとの連絡が、北部児童相談所にありました。このため、職員がAさん宅を訪問し、誤送付を確認し、Bさんの受給者証を回収するとともに、謝罪してAさんご本人の受給者証をお渡ししました。

また、Bさん宅を訪問し、保護者に事情を説明するとともに、謝罪をし、配達された通知書を確認していただいたところ、正しくBさんの受給者証が送付されていたことを確認しました。

### 3 個人情報の内容

住所、受給者及び利用者の氏名、生年月日、受給者証番号、給付決定等の内容

### 4 原因

再印刷の際に、誤ってBさんの受給者証を印刷してしまったことと、封入の際に、確認が十分でなかったこと。

### 5 再発防止策

今後は、さらにダブルチェックを強化するなど、チェック体制を十分に確保することで、再発防止を図ってまいります。

\*別添資料1:「障害児施設受給者証」様式

\*別添資料2:「障害者自立支援法施行に伴う障害児施設利用の制度変更について」

# 障害児施設受給者証

交付年月日

受給者証番号				指定障害児施設等の記入欄	指定知的障害児施設等の名称	入所日・退所日	施設確認印
					入所日		
					退所日		
受給者	居住地				入所日		
	フリガナ				退所日		
	氏名						
	生年月日						
利用者	フリガナ				入所日		
	氏名				退所日		
	生年月日						
施設給付決定の内容	施設支援の種類及び内容			予備欄			
	給付決定期間						
特定入所障害児食費等給付費の支給内容	支給額						
	適用期間						
利用者負担に関する事項	利用者負担割合(国基準)						
	利用者負担上限月額(国基準)						
	適用期間						
	社会福祉法人等による軽減措置の適用						
	適用期間						
横浜市障害児施設利用者負担額助成	利用者負担上限月額(市基準)						
	適用期間						
特記事項							
支給都道府県又は市の名称及び印	<p align="center"><b>横浜市 北部児童相談所長</b></p> 横浜市北部児童相談所 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 電話：045-948-2441 (代表) FAX：045-948-2452			<p><b>【注意事項欄】</b></p> 1 この証は、よく読んで大切に持っていてください。 2 指定施設支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。 3 指定施設支援を受けるときに支払う金額は、指定施設支援に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の1割です（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。 4 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年施設給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を児童相談所に提出してください。 5 20歳未満の方については、国基準による利用者負担額（指定施設支援に要した費用の1割）と食費、光熱水費等に係る利用者負担額（横浜市が定める費用に係るものに限る。）の合計額が、利用者負担上限月額（市基準）を越えるときは、その超えた額を横浜市が助成します。 6 給付決定期間を経過したときは、障害児施設給付費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に児童相談所にこの証を添えて、障害児施設給付費の支給の再申請をしてください。 7 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てください。 8 給付決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した児童相談所にご連絡、ご相談ください。また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した児童相談所に届け出てください。 9 この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失した証を発見したときは、速やかに児童相談所に返してください。 10 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を児童相談所に返してください。 11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 12 施設給付決定の内容欄に記載されていない指定施設支援については、障害児施設給付費の支給は受けられません。			

平成18年10月から



# 障害児施設がかわります。

平成18年10月より、障害児施設の利用については、原則として利用契約制度（障害児施設給付費制度）が始まります。

この利用契約制度では、保護者の方（18歳を過ぎたお子さんについては、ご本人）が直接施設と利用契約を結ぶこととなります。

利用契約を結ぶためには、まず担当の児童相談所に申請を行い、障害児施設給付費の支給決定を受けることが必要となります。その後、児童相談所で発行された『受給者証』を持って、施設と利用契約を結ぶこととなります。

利用契約による施設利用の費用負担は、次のとおりとなります。（今回の制度改革の基本的な考え方）

- 1 施設で受けたサービスにかかった経費の1割を施設にお支払いいただきます。（定率負担）  
ただし、施設でサービスを受けた日数分だけお支払いいただくこととなります。
- 2 食費や光熱水費などの特定費用、教育費、医療費などは利用者のご負担となります。

ご負担いただく費用につきましては、「個別減免」や「補足給付」などの国の軽減策を受けることができる場合もありますので、担当の児童相談所にご相談ください。

横浜市では、国の軽減策に加えて、保護者の方のご負担を少しでも軽くするために、現行の徴収金額を超えない範囲において横浜市独自の基準額を設定し、国基準による負担額との差額を助成する「横浜市障害児施設利用者負担助成」を平成18年度において実施することとしました。（ただし、20歳未満のお子さんのみが対象となります。）  
※詳細は別紙、案内をご覧ください。

※ 今回の制度改革により、これまで利用されていた施設の利用ができなくなるということはありません。  
ただし、児童相談所への申請の手続きを期限までに行っていただくことが必要となります。

平成18年8月  
横浜市こども青少年局

## ■利用手続き■

- 1 担当の児童相談所に利用の申し込み（申請）を行います。

### 【必要な提出書類】

- (1) 障害児施設給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- (2) 世帯状況、収入、資産等申告書

※ 横浜市障害児施設利用者負担助成を希望される方は以下の書類を提出してください。（世帯の中でもっとも納税額が多い方のみ）

### 【市・県民税課税世帯】

- ア 確定申告をされていない方 『源泉徴収票』
- イ 確定申告をされた方 『確定申告書』

### 【市・県民税非課税世帯】

- ウ 平成18年度分市・県民税を証明する書類  
「市民税・県民税納税通知書」、「市民税・県民税特別徴収税額通知書」または「市民税・県民税課税証明書」のいずれか1つ



- 2 児童相談所は、施設を利用するご本人の心身の状況や、介護に当たられている方の状況、障害福祉サービス等の利用状況などの調査を行います。

- 3 児童相談所は、調査の結果をもとに施設利用の可否を判断し、施設利用を適当とする場合には、障害児施設給付費の支給決定を行い、『障害児施設給付費支給決定通知書』、『利用者負担額決定通知書』、『障害児施設給付費受給者証』を発行します。

なお、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、第1種自閉症児施設については、『障害児施設医療費支給決定通知書』と『障害児施設医療費受給者証』も併せて発行します。

受給者証には、決定された施設支援の種類や支給期間、利用者負担額が記載されていますので、お手元に届きましたら、必ず記載されている内容をご確認ください。

- 4 施設と直接契約を結びます。この際に、必ず受給者証を施設にご提示ください。  
なお、契約を結ぶ際には、施設とサービスの具体的な内容や利用にあたっての重要事項など保護者の方と合意すべき内容の確認（重要事項説明）を行います。
- 5 施設利用にあたっては、契約内容に基づき、施設利用料や食費・光熱水費などの特定費用等を施設にお支払いいただくこととなります。  
また、教材費や学校給食費、通学にかかる経費等の教育費や受診にかかった医療費についても、保護者の方にご負担いただくこととなります。
- 6 自己負担となる教育費や医療費については、それぞれ援助制度があります。それぞれの制度を所管するところへご相談ください。  
【教育費】登校先の学校  
【医療費】お住まいの区の区役所保険年金課  
※詳細は別紙、案内をご覧ください。

窓口	電話番号	住所
横浜市中央児童相談所	045-331-5471(代)	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10
横浜市南部児童相談所	045-831-4735(代)	横浜市磯子区洋光台3-18-29
横浜市北部児童相談所	045-948-2441(代)	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
横浜市こども青少年局障害児福祉保健課	045-671-4278	横浜市中区港町1-1